

佐呂間町一般廃棄物処理基本計画

《ごみ処理基本計画》

平成 24 年 5 月
北海道 佐呂間町

目 次

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の範囲	2

第2章 地域の概況

1 自然特性	3
(1) 地理的特性	3
(2) 気象	4
2 社会特性	5
(1) 人口、世帯数	5
(2) 産業	6
(3) 土地利用	7
3 将来計画	7

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状	8
(1) ごみ処理の沿革	8
(2) ごみ発生量の推移及びごみの性状	9
(3) ごみの減量化・再生利用の実績	1 2
(4) ごみ処理の実績	1 3
(5) ごみ処理の体制	1 7
(6) 国、道の動向等	2 3
(7) ごみ処理の問題・課題の抽出	2 6
2 基本方針及び減量化目標の設定	2 8
(1) 基本方針	2 8
(2) ごみ量の見通し	2 9
(3) 減量化目標の設定	3 2
3 ごみの排出抑制のための方策	3 4
(1) 行政の役割・方策	3 4
(2) 住民の役割・方策	3 4
(3) 事業者の役割・方策	3 5

4 分別収集計画	3 6
(1) ごみの分別区分	3 6
(2) 容器包装廃棄物等	3 8
5 ごみの適正処理計画	3 9
(1) 収集・運搬計画	3 9
(2) 中間処理計画	3 9
(3) 再生利用計画	4 0
(4) 最終処分計画	4 1
(5) 適正処理困難物等	4 2
(6) 災害廃棄物	4 2
(7) 不法投棄防止対策	4 2

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

高度経済成長期以来続いた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、豊かな社会を実現する一方で、「使い捨て」大量廃棄の社会を生み出しました。

ごみ排出量の増大や、ごみ質の多様化をもたらし、最終処分場の確保やダイオキシン類発生の問題など、廃棄物処理に深刻な影響を及ぼしました。

今日、こうした問題を経験した私たちが、安定的・持続的に経済社会活動を発展させていくためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会に転換を図ることが必要であり、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理によって物質循環を確保することが求められています。

国においては、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、求められる循環型社会に対する基本的な考え方と枠組みを示すとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）等の整備が行われ、廃棄物の適正処理や各種リサイクルを実施するに至りました。

佐呂間町では、平成9年に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成6年から稼動しているごみ焼却施設がダイオキシン類特別対策措置法に定める基準外となるため、平成14年から排ガス（ダイオキシン類対策）施設を設けた遠軽町清掃センター（ごみ焼却施設）で、遠軽（東紋）地区7町村（当時）の可燃ごみの広域処理を始めました。

また、平成11年から遠軽地区広域組合がリサイクルセンターを開設したことに伴い、6品目の資源物分別収集を開始し、以降リサイクル品目の拡充を行い、平成15年にはごみ処理の有料化も実施しています。

昭和57年に供用開始した最終処分場も予定していた埋立期間を超え、残りの残余容量が少なくなっており、広域処理を行っているごみ焼却施設の更新時期を迎えたこと、基本計画策定から15年が経過し、「循環型社会の形成」とともに「低炭素社会」に向けた取り組みを進める必要があることなど、一般廃棄物処理に係る地域の環境は変化しつつあります。

こうしたことから、本町における一般廃棄物処理基本計画を見直しする必要があるため、改めて、一般廃棄物処理に関し関係を有する周辺自治体との調和や、上位計画との整合性に配慮しつつ本計画を策定することとします。

本計画は、本町における一般廃棄物の循環型処理を目標とし、ごみの排出抑制、再生利用、適正処理を図るため、長期的かつ総合的な視野にたって、今後の基本的な方針を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものであり、上位計画である平成22年策定の「佐呂間町総合計画」に即するとともに、長期的視点に立った本町の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）として定めるものです。

また、計画策定にあたっては、国及び北海道が定める各種関連計画等との整合に十分配慮するものとします。

3 計画期間

一般廃棄物処理基本計画は、国が定める「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号）により、目標年次を概ね10～15年先におくこと、また、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画においてはこの策定指針に基づき、計画策定年度である平成24年度を初年度とし、10年後の平成33年度を計画目標年度とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	計画策定				中間目標年次					計画目標年次
	→				→					

4 計画の範囲

本計画の範囲は、佐呂間町行政区域全域とし、区域内で発生する一般廃棄物（ごみ）を対象とします。

第2章 地域の概況

1 自然特性

(1) 地理的特性

佐呂間町（以下「本町」という。）は、北海道東北部、オホーツク管内のほぼ中央で、北緯：44度00分58秒、東経：143度46分46秒に位置しています。

北は北海道で最も大きな湖「サロマ湖」に面し、東、南は北見市、西は北見市、遠軽町、湧別町に接しており、サロマ湖 54.33 km²を含む総面積 404.99 km²のまちです。

天北山系の山々を背景に東西に細く長く伸び、南から傾斜した丘陵地帯となっており、町の中央を流れる佐呂間別川はサロマ湖へ注ぎ、流域一帯に肥沃な大地が広がっています。

管内の中核都市である網走市、紋別市、北見市までの所要時間は約1時間を要し、面積は管内町村の平均より広大ではありますが、総面積の70.8%が山林、原野、湖で占められ、耕地は佐呂間別川流域を除き、ほとんどが傾斜地に切り開かれています。



図 2-1 佐呂間町

(2) 気象

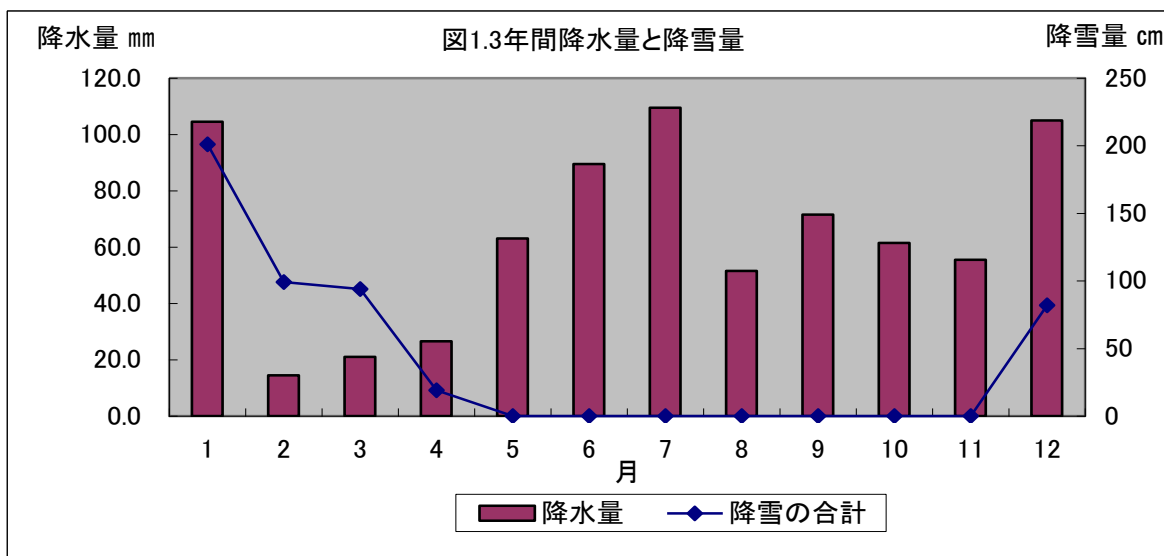
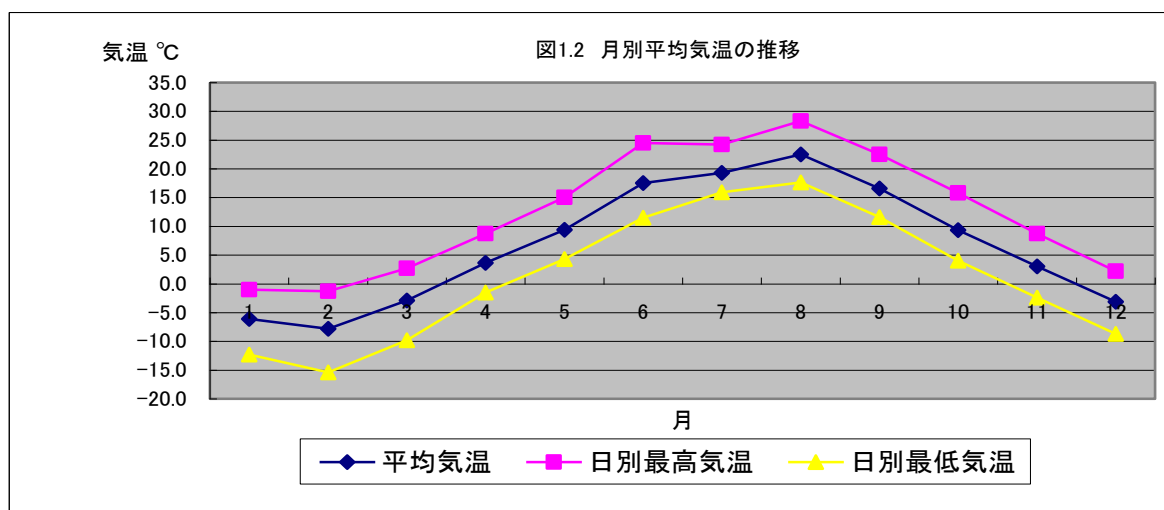
佐呂間湖に面する地帯は海岸性気候、山沿地帯は内陸性気候で、最高気温は海岸地帯と内陸部に大差はないものの、最低気温ではかなりの差が認められるばかりでなく、年間の気温差も大きく、特に内陸部では厳寒期の気温はマイナス20℃を超え、積雪量が1m弱であることから、凍土も深く、非常に厳しい気象条件となっています。

□	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	
平均気温	℃	-6.1	-7.8	-2.9	3.6	9.4	17.5	19.3	22.5	16.6	9.3	3.0	-3.1	6.8
最高気温	平均℃	-1.0	-1.3	2.7	8.7	15.0	24.5	24.2	28.3	22.5	15.8	8.7	2.2	12.5
	最高℃	9.2	11.8	12.6	17.0	25.1	35.3	31.0	34.9	33.3	23.4	15.9	10.2	21.6
最低気温	平均℃	-12.3	-15.4	-9.8	-1.5	4.3	11.5	15.9	17.6	11.6	4.0	-2.4	-8.7	1.2
	最低℃	-22.0	-25.8	-19.9	-8.7	-0.5	4.3	11.2	13.5	2.4	-3.9	-6.4	-20.2	-6.3
平均風速	m/s	1.5)	1.3	1.8	2.0)	1.8	1.3	1.2	1.1	1.4	1.3	1.6	1.5)	1.4
降水量	mm	104.5	14.5	21.0	26.5	63.0	89.5	109.5	51.5	71.5	61.5	55.5	105.0	773.5
日照時	h	(89.5)	99.2	159.8	153.7	173.4	227.2	84.9	135.7	160.6	159.7	116.0	93.3	1,563.5
降雪の合計	cm	201	99	94	19	0	0	0	0	0	0	82	495.0	
最深積雪	cm	90	91	73	37	0	0	0	0	0	0	45		

平成22年遠軽アメダス観測所データ

太線内は年合計を示す

) カッコは統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合を示す



2 社会特性

(1) 人口、世帯数

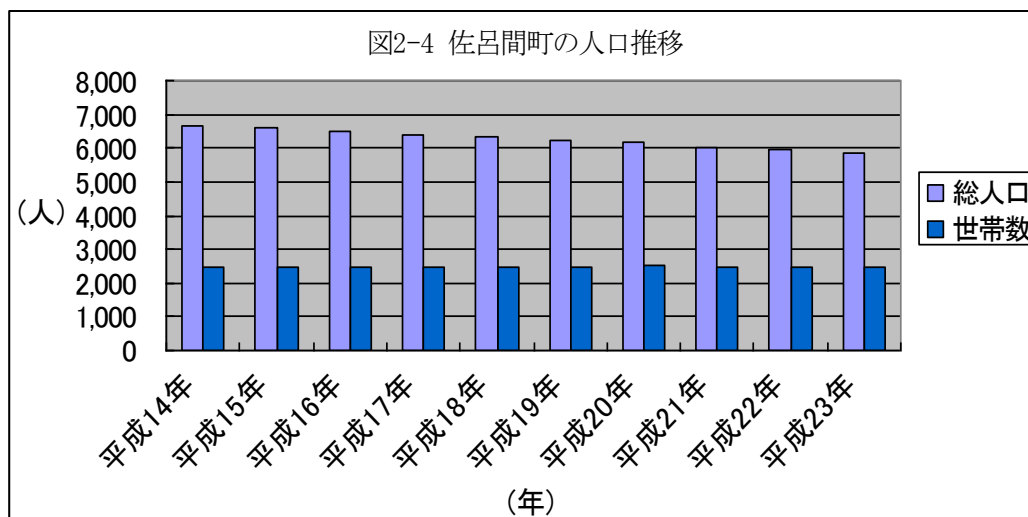
本町の過去10年間における人口の推移は表2-2、図2-4のとおりです。平成14年以降の動向は、毎年70～100人台、率にして1～2%台前半の人口減少傾向が続いています。

世帯当り人口も同様に毎年減少する一方で、世帯数は年によって変動があるものの概ね横ばいの範囲といえます。

表2-2 佐呂間町の人口推移

	総人口	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	世帯数	1世帯当り人口
平成14年	6,673	3,217	3,456	847	3,979	1,847	2,453	2.72
平成15年	6,595	3,166	3,429	811	3,903	1,881	2,481	2.66
平成16年	6,523	3,121	3,402	807	3,846	1,870	2,488	2.62
平成17年	6,392	3,055	3,337	779	3,736	1,877	2,482	2.58
平成18年	6,316	3,041	3,275	758	3,667	1,891	2,496	2.53
平成19年	6,214	2,998	3,216	742	3,553	1,919	2,485	2.50
平成20年	6,172	2,958	3,214	728	3,514	1,930	2,508	2.46
平成21年	6,040	2,881	3,159	694	3,414	1,932	2,493	2.42
平成22年	5,973	2,845	3,128	693	3,335	1,945	2,484	2.40
平成23年	5,876	2,817	3,059	667	3,268	1,941	2,486	2.36

※ 住民基本台帳人口（各年3月31日）



(2) 産業

産業別人口の推移は表 2-3 のようになっています。農林水業を中心とする第 1 次産業人口は減少の傾向が続き、特に農業、林業就業人口の減少が顕著になっており、生産性人口減の主要な産業となっています。

第 2 次産業人口は微減傾向となっていますが、中心となる製造業就業人口については横ばいで推移しています。

第 3 次産業人口も微減傾向ですが、平成 17 年では就業人口全体の約 41.9% を占めています。他の業種が減少する一方で、中心となるサービス業就業人口については 10% 以上の増加を示しています。

表2-3 産業別就業人口の推移

単位：人

区分	平成12年			平成17年		
	総数	男	女	総数	男	女
第1次産業	1,244	660	534	1,097	603	494
農業	793	422	371	683	376	307
林業	51	44	7	34	32	2
漁業	400	194	206	380	195	185
第2次産業	917	549	368	884	485	399
鉱業	9	8	1	4	4	0
建設業	375	325	50	341	303	38
製造業	533	216	317	539	178	361
第3次産業	1,492	803	689	1,429	743	686
卸売・小売業	377	153	224	294	126	168
金融・保険・不動産業	32	20	12	21	14	7
運輸・通信業	149	135	14	117	102	15
電気・ガス・熱供給・水道業	11	8	3	10	7	3
サービス業	777	377	400	862	392	470
公務	144	109	35	125	102	23
分類不能	2	1	1	1	0	1
総数	3,653	2,012	1,641	3,411	1,831	1,580

※ 国勢調査

(3) 土地利用

本町の土地利用の状況は、表2-4に示したように、構成比で田・畑が約16.9%、牧場約4.1%、山林約56.6%などとなっており、山林面積が半分以上を占め、続いてサロマ湖を含んだその他、田・畑、牧場の順となっています。

表2-4 地目別土地利用面積

単位:ha

地目	田・畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積	6,830.2	441.9	22,929.9	1,644.5	355.4	457.2	7,839.9	40,499.0
構成比(%)	16.9	1.1	56.6	4.1	0.9	1.1	19.4	100.0

※資料 固定資産概要調書(平成22年1月)

3 将来計画

一般廃棄物処理計画は、地方自治法に基づく町の基本構想(総合計画)に即して策定することになっています。

佐呂間町では平成23年3月に総合計画を策定、平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間として、「まちづくり」の基本理念や、めざすべきまちの将来像を明らかにし、目標達成に向けた施策の大綱等を示しています。

策定の趣旨 **「青い湖と緑の大地 人が輝く未来のサロマ」**

主要施策

【下水道・し尿処理】

- 下水道施設の適正な施設改修と維持管理
- 下水道普及率の向上
- 合併処理浄化槽の普及促進
- し尿の広域処理施設の整備と維持管理

【ごみ処理・リサイクル】

- ごみ減量化の推進
- 広域処理の推進
- 最終処分場施設の整備
- 資源再利用意識の啓発

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

本町におけるごみ処理の沿革は、昭和57年6月に環境衛生の向上とごみ量増加に対応するため、ごみ処理施設として佐呂間町一般廃棄物最終処分場を整備しました。

近年は、ごみの減量化に向けた様々な取組みを行っており、分別収集については、ごみ焼却施設共同利用や容器包装リサイクル法の施行に伴うものなど、随時見直しを行っています。

また、可燃・不燃ごみの有料化を実施するなど、年次別の主な取組みの沿革は下記のとおりです。

昭和57年6月	佐呂間町一般廃棄物最終処分場供用
昭和59年4月	特殊ごみ（使用済乾電池）拠点回収
平成4年5月	生ごみ堆肥化容器助成（～平成18年3月まで）
平成6年4月	一般廃棄物焼却施設設置（混合ごみ）
平成9年6月	空き缶分別収集
平成11年10月	遠軽地区広域組合リサイクルセンター設置 容器包装廃棄物6品目（ペットボトル、空きびん類、空き缶類、発泡樹脂トレイ類、紙パック、段ボール）分別収集
平成13年4月	電動式生ごみ処理機助成（～平成18年3月まで）
平成14年1月	リサイクル2品目（新聞・チラシ、雑誌・本）分別収集
平成14年4月	容器包装廃棄物1品目（その他プラスチック）分別収集
平成14年9月	「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の分別収集
平成14年12月	一般廃棄物焼却施設廃止 遠軽町清掃センター排ガス処理施設増設完了により、当時の遠軽地区7か町村（合併前の旧遠軽町、生田原町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町、及び現在の佐呂間町）によるごみ処理施設の共同利用開始
平成15年4月	ごみ処理の有料化（指定ごみ袋・粗大ごみシール・ごみ処理券導入）
平成18年4月	特殊ごみ（使用済蛍光灯）拠点回収
平成22年10月	厚紙分別収集（段ボール）
平成23年7月	指定ごみ袋に10L袋を追加
平成23年12月	資源物（小型家電類）拠点回収

(2) ごみ発生量の推移及びごみの性状

① 分別区分

本町は現在、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」、「特殊ごみ」の5種類に区分し分別しています。

「資源物」はさらに10品目に分別区分しており、5区分及び10品目の主なごみの種類を、表3-1に示します。

表3-1 分別区分と主なごみの種類

分別区分		主なごみの種類
燃やすごみ		台所ごみ(残飯、果物くず、野菜くず等)、紙くず(紙コップ、写真、カーボン紙、紙おむつ等)布・革類(衣類、マット、タオル、バック、靴等)、その他(タバコの吸殻、食用油、草花等)
燃やさないごみ		金属類(鍋、やかん、包丁、カミソリ、アルミ製品、ライター等)、ゴム・ビニール製品類(長靴、ゴム手袋等)、ガラス・陶磁器類(板ガラス、葉びん、コップ、油のびん、花びん、茶碗等)、資源にならないプラスチック製品、容器類(ガス缶、スプレー缶、ペンキの缶、一斗缶、油の缶等)、その他(貝殻等)
粗大ごみ		机、椅子、ソファ、テーブル、食器棚、ベッド、タンス、ジュエタン、カーペット、家電製品、自転車等
資源物	空き缶	スチール缶・アルミ缶、飲料類、酒類、お菓子、缶詰等
	ペットボトル	飲料類、酒類、しょう油用、みりん風調味料、食酢、調味酢等
	空き瓶	飲料類、酒類、調味料、栄養剤、化粧品、牛乳びん
	発泡スチロール	カップ麺、トレイ、魚箱、クーラーボックス等
	その他プラスチック	チューブ類(マヨネーズ、ケチャップ、練りわさび、歯磨き粉等)、緩衝材、ボトル類(シャンプー、リンス、洗剤、食用油、ソース等)、ポリ袋・ラップ類(レジ袋、外装フィルム、トレイラップフィルム、こめ袋等)、バック・カップ類(たまごケース、とうふ、プリン等)、ネット類、プラスチック製キャップ(チューブ類、ボトル類)
	紙パック	紙パックマークが付いたもの(牛乳パック、乳酸飲料紙容器、ヨーグルト紙容器)
	ダンボール類	ダンボール、厚紙
	新聞・チラシ	新聞、チラシ
	雑誌・本類	本、雑誌、パンフレット、カタログ、包装紙等
	小型家電製品	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDデッキ、ゲーム機、携帯電話、ファクシミリ、音楽プレーヤー等
特殊ごみ		乾電池、ボタン電池、蛍光管

② 種類別排出量

本町のごみ総排出量は、平成22年度が2,695t/年となっています。過去5年間では、可燃ごみ、資源ごみは減少傾向ですが、不燃ごみが年により一時的な増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

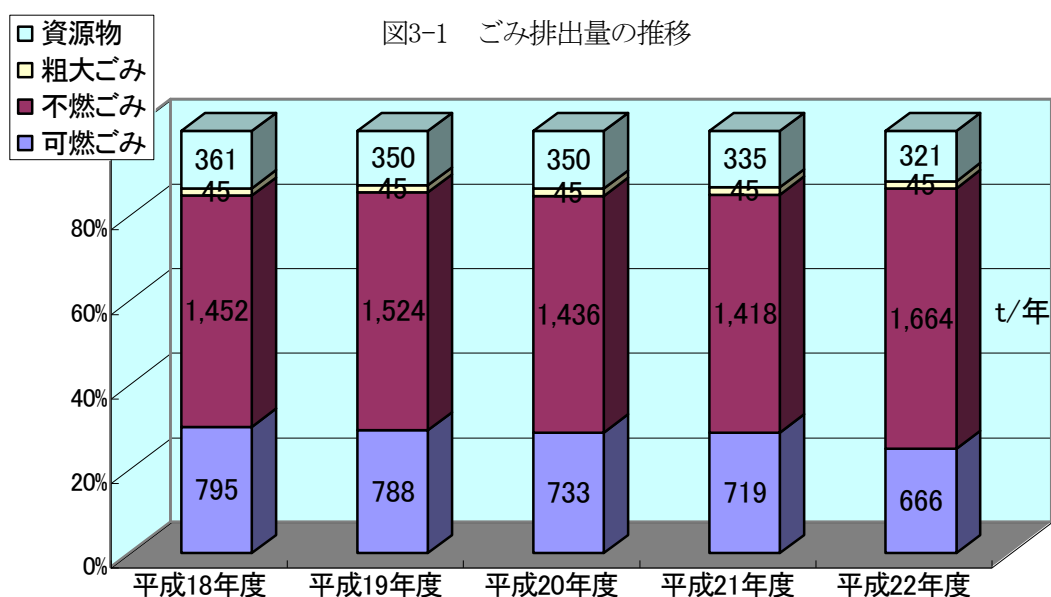
また、1人1日当りごみ総排出量は、過去5年間では平成18～21年度はほぼ横ばいでしたが平成22年度は増加しています。

ごみ排出量の実績は表3-2及び図3-1のとおりです。

表3-2 ごみ排出量の実績

年度・単位		単位：t/年				
項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総人口		6,316	6,214	6,172	6,040	5,973
ごみ排出量		2,651	2,706	2,563	2,515	2,694
	可燃ごみ	795	788	733	719	666
	不燃ごみ	1,452	1,524	1,436	1,418	1,664
	粗大ごみ	45	45	45	45	45
	資源物	360	349	349	334	320
特殊ごみ		1	2	1	1	1
ごみ総排出量		2,652	2,707	2,564	2,517	2,695
人口1人1日当りごみ総排出量		1.150	1.194	1.138	1.142	1.236

注：人口1人1日当りごみ総排出量の単位はg/人・日



③ ごみの性状

遠軽町清掃センターで焼却処理する可燃ごみのごみ質については、毎年行っている分析検査の結果に基づき過去5年間分を表3-3に表しました。ごみの種類組成分析については、平成20年度より基本6項目を10項目に拡大して実施しています。

ごみの種類組成の推移を見ると、紙類が平成22年度39.7%で最も多くなっていますが、平成18年度からは21.5%減少しています。

次に多い厨芥類は平成22年度で39.2%の割合ですが、紙類の減少にともない構成比が増加する傾向になっています。

草木類が平成22年度7.0%で第3位を占めており、以下、セトモノ・石・砂類5.3%、その他類4.0%、プラスチック類3.2%となっています。

表3-1-3 可燃ごみの性状（遠軽町清掃センター）

分析項目		年度	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ごみの種類組成	紙類	重量比%		61.2	58.9	50.6	40.1	39.7
	布類					3.3	2.8	1.4
	木・竹・わら類			4.3	6.0	7.8	2.1	7.0
	厨芥類			27.1	24.3	32.8	47.0	39.2
	プラスチック類			1.5	3.3	1.8	3.0	3.2
	ゴム・皮革類					0.0	0.0	0.0
	燃物			0.325	0.975	0.2	0.6	0.4
	金属類					0.0	0.0	0.0
	ガラス類					1.5	1.7	5.3
	セトモノ・石・砂類							
その他類	5.7	6.7	2.0	2.9	4.0			
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
ごみの性状	水分		60.1	59.7	63.4	70.6	61.5	
	灰分		5.2	4.8	4.3	4.6	6.5	
	可燃物		34.8	35.5	32.3	24.9	32.1	
単位容積重量	kg/立米	336	351	442	685	467		
低位発熱量(実績値)	kcal/kg	1,193	1,226	1,080	685	1,035		
	KJ/kg	5,000	5,135	4,518	2,868	4,333		
低位発熱量(計算値)	kcal/kg	1,205	1,242	1,070	695	1,075		
	KJ/kg	5,043	5,188	4,480	2,910	4,500		

注：各年度とも年4回実施した分析結果の平均値を用いた。

(3) ごみの減量化・再生利用の実績

① 生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機購入に対する助成

生ごみの自家処理及びごみの減量化の推進を目的として、平成4年度～平成17年度まで生ごみ処理容器（コンポスト）購入助成金（計403件）、平成13年度～平成17年度まで生ごみ処理機購入助成金（計123件）を交付してきましたが、一定の普及効果もあったことから助成制度を廃止しています。

② 資源物分別収集の推進

本町では、平成9年6月資源リサイクルの取り組みとして、空き缶の分別収集を始めました。以後、容器包装リサイクル法の施行に伴い対象品目を増やし、現在は10品目について分別収集を行い、ごみの減量化及び再生利用の拡大を進めています。

また、特殊ごみ（乾電池・ボタン電池：昭和59年～、蛍光管：平成18年～）については、役場庁舎他町内の公共施設等に回収ボックスを設け、随時回収を実施しています。

資源物分別収集及び特殊ごみ拠点回収の実績を表3-4に示しました。

表3-4 資源物分別収集及び特殊ごみ拠点回収の実績

No.	資源物内訳	年度				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1	アルミニウム容器	14,186	14,311	11,758	12,051	11,500
2	スチール製容器	24,321	24,252	21,976	19,753	18,370
3	ペットボトル	20,140	20,311	18,815	18,618	20,321
4	発泡スチロール	3,962	3,877	3,213	3,019	3,610
5	茶色ガラス容器	21,745	21,869	22,151	22,173	19,714
6	無色ガラス容器	17,678	17,145	17,408	17,505	15,277
7	その他ガラス容器	6,854	7,956	7,180	7,924	6,866
8	その他プラスチック	53,536	51,558	50,374	48,839	44,202
9	飲料用紙製容器	3,230	1,700	3,610	2,080	3,300
10	段ボール	72,180	67,770	80,640	75,560	68,980
11	新聞・チラシ、雑誌・本	121,900	117,780	112,010	106,360	107,680
	資源物分別収集合計	359,732	348,529	349,135	333,882	319,820
1	乾電池	960	570	620	940	0
2	蛍光灯	230	1,000	590	450	830
	特殊ごみ拠点回収合計	1,190	1,570	1,210	1,390	830

(4) ごみ処理の実績

① ごみ処理フロー

平成22年度の実績を基にした佐呂間町におけるごみ処理の流れを、図3-2に示します。

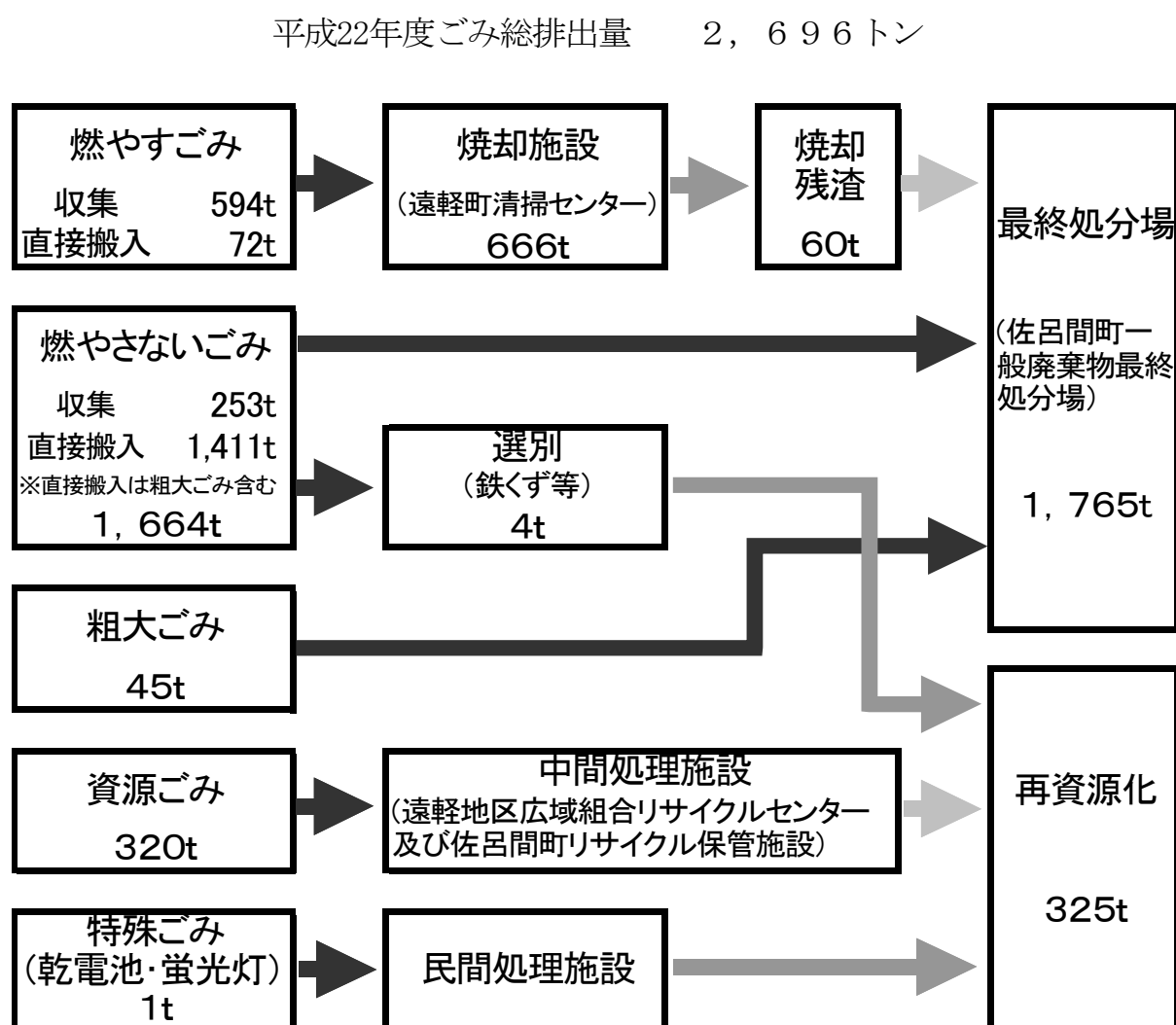
計画収集ごみ及び直接搬入ごみは、分別区分に従って収集、搬入し、燃やすごみは遠軽町清掃センターにおいて焼却処理し、焼却残渣は最終処分場に埋め立てます。

燃やさないごみ・粗大ごみは佐呂間町一般廃棄物最終処分場に搬入し、資源物（鉄くず等）を選別し再資源化したうえで残りを最終処分場に埋め立てます。

資源物については収集後、遠軽地区広域組合リサイクルセンター等で中間処理（選別・圧縮・梱包）を行い、資源化業者に売却し再資源化しています。

また特殊ごみは拠点回収後、再生業者に処理を委託し再資源化を図っています。

図3-2 佐呂間町ごみ処理フロー図（平成22年度）



② 収集運搬の現状

町内全域を収集対象区域としています。

収集頻度及び収集区域は、表 3-5 のとおりで、収集車両は表 3-6 のようになっています。

収集方法はごみステーション方式で、各地域の収集運搬業務を受託した委託事業者が、ごみ収集車を地域ごとに定めたルートにより巡回し収集します。

なお、特殊ごみ及び小型家電類の収集は拠点回収方式としており、内容は（3）－②の項で触れたとおりです。

また、事業活動にともなう事業系廃棄物については、排出者自らの責任において適正処理が求められます。事業者自らが遠軽町清掃センターか佐呂間町一般廃棄物最終処分場に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することになります。

表3-5 収集日と収集区域

分別区分		収集頻度	収集方式	直営・委託
燃やすごみ		週1～2回	ステーション方式	委託
燃やさないごみ		月2回	ステーション方式	委託
粗大ごみ		年3回	ステーション方式	委託
資源 ごみ	空き缶	月1回	ステーション方式	委託
	空き瓶	月1回	ステーション方式	委託
	ペットボトル	月1回	ステーション方式	委託
	その他プラスチック製容器包装	月2回	ステーション方式	委託
	発砲スチロール	月1回	ステーション方式	委託
	紙パック	月1回	ステーション方式	委託
	段ボール	月1回	ステーション方式	委託
	新聞・チラシ	月1回	ステーション方式	委託
	雑誌類	月1回	ステーション方式	委託
	小型家電類	随時	拠点回収方式	直営
有害 ごみ	乾電池	随時	拠点回収方式	直営
	蛍光管	随時	拠点回収方式	直営

表3-6 収集車両内訳

単位：輛

収集車両車種	台数
パッカー車	2
ダンプトラック	5
合計	7

③ ごみの排出方法と有料化の現状

ごみの排出抑制、処理経費の削減を図るため、平成15年4月からごみ処理の有料化を実施し、平成23年7月から高齢世帯の増加等を考慮し、10Lの指定ごみ袋を追加しています。計画収集に関するごみの排出方法と有料化の現状を、表3-7に示します。

表3-7 ごみ排出方法及び料金

分別区分	排出方法	重さ容量等	料金	内訳	
燃やすごみ	町指定燃やすごみ専用袋（10～45リットル）	1袋10kg以下	有料	10L	20円
				15L	30円
				30L	60円
				45L	90円
燃やさないごみ	町指定燃やさないごみ専用袋（10～45リットル）	1袋10kg以下	有料	10L	20円
				15L	30円
				30L	60円
				45L	90円
粗大ごみ	1つのごみに粗大ごみシール1枚を貼る。庭木の枝などは長さ70cm直径50cm以下に束ねる。	1個60kg以下	有料	1m未満	200円
				1m以上 2.5m未満	400円
資源物ごみ	透明袋（空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、その他プラスチック）	1袋45L以下かつ10kg以下	無料	/	
	紐で縛る（紙パック、段ボール類、新聞・チラシ、雑誌・本類）	1個10kg以下			
分別区分	重さ容量等		料金	内訳	
直接搬入 (燃やさないごみ・粗大ごみ)	軽自動車・普通乗用車及びライトバン		有料	1,000円	
	最大積載量1トン以下の車両			2,000円	
	最大積載量1トンを超え2トン以下の車両			3,000円	
	最大積載量2トンを超え4トン以下の車両			6,000円	
	最大積載量4トンを超え6トン以下の車両			10,000円	
	最大積載量6トンを超える車両			12,000円	
※燃やすごみを遠軽町清掃センターへ直接搬入する場合				30円/10kg	

写真 3-1 上 指定ごみ袋 (燃やすごみ用：赤)
 中 指定ごみ袋 (燃やさないごみ用：青)
 下 粗大ごみシール、ごみ処理券



(5) ごみ処理の体制

① ごみ処理に関する管理・運営体制

本町におけるごみの排出から最終処分に至るまでの管理・運営体制は表 3-8 のとおりです。

表3-8 ごみ処理の管理・運営体制

ごみ処理の区分		管理・運営の方法 又は施設名	管理・運営主体	備 考
排出及び 収集	ごみステーション	設置者	自治会又は 施設設置者	
	ごみの収集・運搬	業務委託	佐呂間町 (町民課)	委託先：(有)あおき
中間処理	容器包装廃棄物の処理	遠軽地区広域組合 リサイクルセンター	遠軽地区広域組合	構成町 遠軽町・湧別町・佐呂間町
	可燃ごみの焼却処理	遠軽町清掃センター	遠軽町	共同利用町 湧別町・佐呂間町
最終処分		佐呂間町一般廃棄物 最終処分場	佐呂間町 (町民課)	

② 中間処理の現状

ア 容器包装廃棄物処理施設

計画収集した資源物のうち容器包装廃棄物については、湧別町に設置された遠軽地区広域組合リサイクルセンターに搬入し、選別・減容処理を行った後品目ごとに再生事業者へ売却処分しています。施設の概要を表 3-9 に示します。

表 3-9 容器包装廃棄物処理施設の概要

施設名称	遠軽地区広域組合リサイクルセンター	所 管	遠軽地区広域組合
所在地	北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 563 番地 2		
面 積	敷地面積 1,472 m ²	建築面積	972 m ²
建設年度	建築物	竣工	昭和 47 年 (既設)
	電気設備 工事他	着工	平成 11 年 8 月 13 日
		竣工	平成 11 年 11 月 15 日
施設建設費	機械(備品)設備		32,489 千円
	電気・水道他工事		11,613 千円
	道路・建物整備		4,970 千円
容器包装リサイクル 機械(備品)設備	空き缶自動選別圧縮機 1 台 800 kg/h ペットボトル減容機 1 台 200 kg/h 発泡スチロール溶融機 1 台 150 kg/h スケール 1 台 秤量 2,000kg 作業台、パレット、コンテナ他一式		



写真 3-2 遠軽地区広域組合リサイクルセンター

イ ごみ焼却施設

計画収集又は直接搬入された可燃ごみは、遠軽町清掃センター（焼却施設）で焼却処理を行っています。

本施設は遠軽町が設置し、当初 25t/日(12.5t/8h×2 炉)の規模で処理してきましたが、平成 14 年度の排ガス処理施設増設以降は、合併前の近隣 7 か町村が共同利用する広域施設となっており、50t/日(25t/16h×2 炉)の施設規模で稼働しています。

施設概要を表 3-10 に示します。

本施設は、平成 5 年の稼働後 19 年目を迎え、主要機器全体について経年劣化が進行していることから、施設設備の更新に向けた早急な計画推進が必要な時期に来ています。



写真 3-3 遠軽町清掃センター

表 3-10 ごみ焼却施設の概要

施設名称	遠軽町清掃センター	所 管	遠軽町 (民生部住民生活課)
所在地	北海道紋別郡遠軽町向遠軽 297 番地 1		
面 積	敷地面積 約 10,000 m ²	建築面積 672 m ²	延床面積 883 m ²
施設規模	現在 50 t/日 (25 t/16h×2 炉) 当初 25t/日(12.5t/8h×2 炉)		
建設年度	当初	着工	平成 3 年 7 月 30 日
		竣工(稼動)	平成 5 年 3 月 10 日
	増設(排ガス処理施設)	着工	平成 13 年 7 月 31 日
		竣工	平成 14 年 11 月 30 日
設計・施工メーカー	当初	荏原インフェルコ株式会社	
	増設	古河機械金属株式会社	
施設建設費	当初	943,006 千円	
	増設	761,250 千円	
処理方式及び設備 受入・供給設備	ピットアンドクレーン式 ごみピット容量 200 m ³ ごみクレーン 1 基(0.5 t 吊バケット×1 基)(手動遠隔操作)		
燃焼・溶融設備	機械化バッチ燃焼式焼却炉		
燃焼ガス冷却設備	水噴射式		
排ガス処理設備	電気集塵機 HCl、SO _x 除去 乾式消石灰噴射方式		
乾式有害ガス除去装置	NO _x 除去 無触媒・触媒脱硝方式 ダイオキシン類 活性炭充填塔方式		
排水処理設備	場内循環使用 ピット汚水 ろ過+蒸発酸化方式		
余熱利用設備	なし		
通風設備	平衡通風式		
灰出し設備	主灰：灰バンカ式 飛灰：薬液固化装置 灰バンカ容量：6.6 m ³ 飛灰バンカ容量：7.0 m ³		
粗大ごみ破碎設備	形式 油圧駆動せん断式 能力 2 t/5h ケース寸法 1,000w×600h×2,500 l		

ウ 中間処理量

遠軽地区広域組合リサイクルセンターでの容器包装廃棄物処理量、遠軽町清掃センターでの焼却処理量及び焼却残渣の発生量、佐呂間町一般廃棄物最終処分場での資源物分離量は、表 3-11 に示すとおりです。

表3-11 中間処理量

単位：t/年

項目	年度	施設名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
再資源化量		遠軽地区広域組合リサイクルセンター	360	349	349	334	320
		佐呂間町一般廃棄物最終処分場	4	4	4	4	4
焼却処理量		遠軽町清掃センター	795	788	733	719	666
焼却残渣			148	152	0	124	60

※遠軽地区広域組合リサイクルセンター及び遠軽町清掃センターの処理量については佐呂間町分のみを計上した。

③ 最終処分の現状

ア 最終処分場

ごみ焼却施設で焼却処理後の焼却残渣、不燃ごみ、及び粗大ごみについては最終処分場に埋立処分しています。

表 3-12 に最終処分場の概要を示します。

表 3-12 最終処分場の概要

名 称	佐呂間町一般廃棄物最終処分場		
所 在 地	北海道常呂郡佐呂間町字北 442 番地		
埋立面積	16,000 m ²	埋立容量	79,540 m ³
埋立方式	セル方式	埋立期間	昭和 57 年～平成 9 年（現在も埋立中）
浸出水処理施設	処理方式	接触酸化法＋凝集沈殿法	
	処理能力	36 m ³ /日	

イ 最終処分量

佐呂間町一般廃棄物最終処分場における過去5年間の埋立最終処分量の推移は、表3-13に示したとおりです。

表3-13 最終処分量の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
焼却残渣	148	152	0	124	60
不燃埋立	1,492	1,565	1,477	1,458	1,705
計	1,640	1,717	1,477	1,582	1,765

単位：t/年



写真 3-4 佐呂間町一般廃棄物最終処分場(竣工時)

④ ごみ処理に要する費用

最近 5 年間ににおけるごみ処理費用の推移について表 3-14 に示します。

平成 22 年度の塵芥車購入以外は新設改良費がなかったこと、収集運搬から最終処分までのごみ処理事業及び維持管理内容について大きな変更等がなかったことから、本町のごみ処理費用はほぼ横ばいで推移しています。

なお、表中の広域処理負担は、遠軽町清掃センターと遠軽地区広域組合リサイクルセンターでのごみ処理及び維持管理費用の本町負担分です。

表3-14 ごみ処理経費の推移

	(単位:千円)				
ごみ処理及び維持管理費	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収集・運搬 (一般ごみ)	16,569	16,273	16,114	16,080	15,540
収集・運搬 (リサイクル資源)	17,790	18,740	18,403	18,670	18,101
車両等購入費	2,014	2,000	1,986	0	13,430
広域処理負担 (焼却施設分)	25,408	21,164	22,154	21,970	19,825
広域処理負担 (リサイクル分)	4,744	1,384	3,259	2,836	1,236
最終処分場	8,675	8,443	8,656	7,585	10,515
その他	4,329	4,713	3,388	3,779	3,673
合計	79,529	72,717	73,960	70,920	82,320
人口	6,316	6,214	6,172	6,040	5,973
1人当りごみ事業経費	12,592	11,702	11,983	11,742	13,782

注：1人当りごみ事業経費の単位は、円/人・年

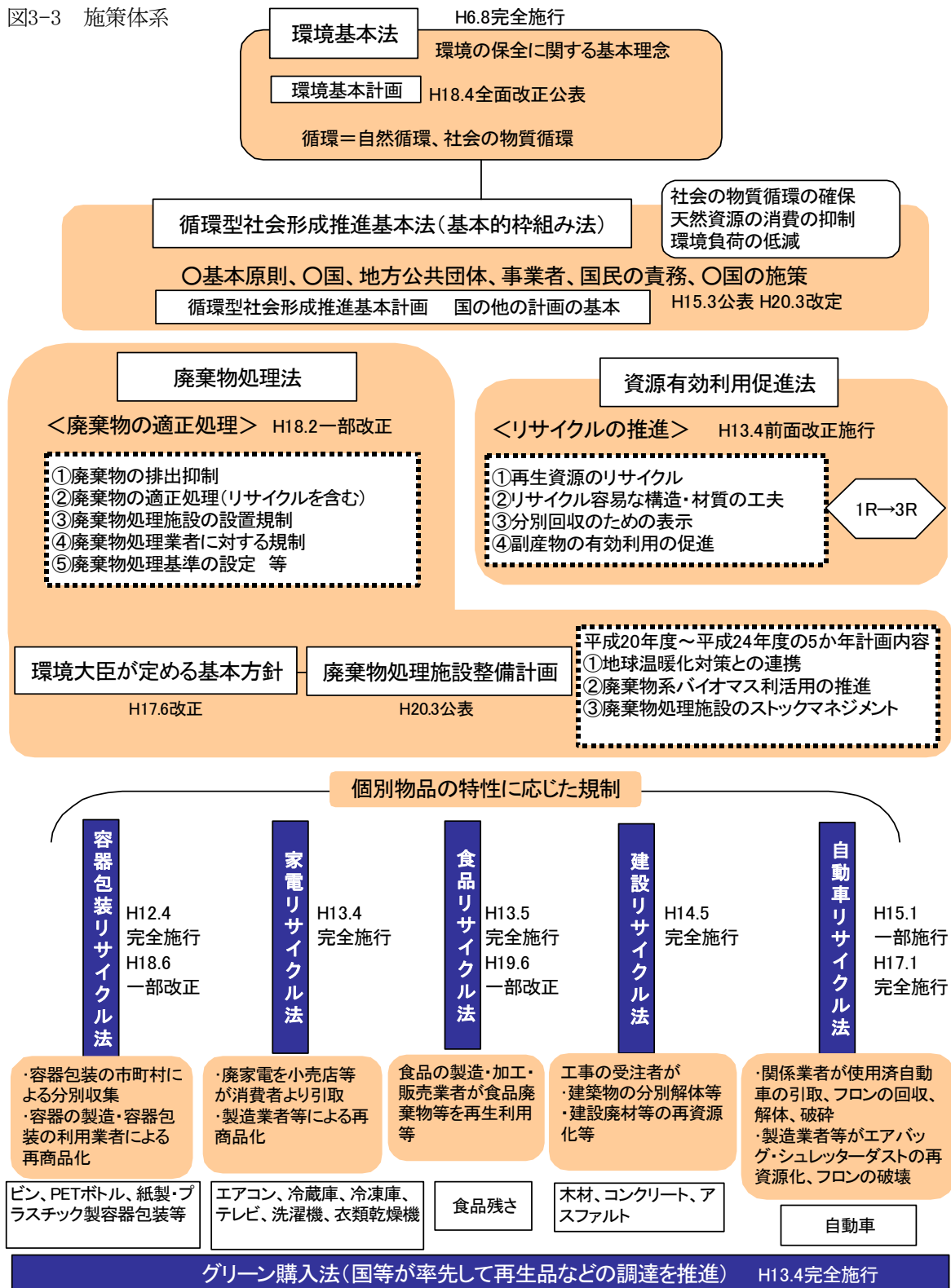


(6) 国、道の動向等

① 国の施策の動向

廃棄物・リサイクルに関連する国の最近の施策について、平成 22 年度版環境白書に基づいて体系的に整理すると以下のとおりです。

図3-3 施策体系



② 国の減量化目標

環境省は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定める必要があること、また「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会）等を踏まえ所要の変更を行い、一般廃棄物の減量化目標値を表 3-15 のとおり設定しています。

表 3-15 一般廃棄物の適正な処理に関する目標

区 分	国が定める基本方針
基準年度	平成 19 年度
目標年度	平成 27 年度
排出量	5%削減 (平成 9 年度比約 9%削減)
再生利用率	約 25%
最終処分量	約 22%削減 (平成 9 年度比約 59%削減)

また、循環型社会形成推進基本法に基づき策定する第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月環境省告示第 33 号）では、一般廃棄物の減量化に関する取組指標として表 3-16 のとおり設定しています。

表 3-16

区 分	第 2 次循環型社会形成 推進基本計画	参 考 (平成 12 年度値)
基準年度	平成 12 年度	
目標年度	平成 27 年度	
国民、事業者双方 1 人 1 日当りごみ排出量	約 10%削減	1,185g/1 人・日
家庭系(国民) 1 人 1 日当りごみ排出量	約 20%削減	660g/1 人・日
事業系	総量で約 20%削減	約 1,799 万トン

③ 北海道の動向

ア 北海道廃棄物処理計画等

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の制定に伴い、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策などの事項を定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成 22 年 4 月に策定、これに併せて北海道廃棄物処理計画が、表 3-17 に示すとおり平成 26 年度を目標として新たに策定されました。

表 3-17

区 分	現状（平成 19 年度）	目標(平成 26 年度)
一般廃棄物の排出量	2,328 千トン	1,970 千トン（約 15%減）
1 人 1 日当りごみ排出量	1,134g/人・日	1,000g/人・日以下
1 人 1 日当り家庭ごみ排出量	688g/人・日	600g/人・日以下
一般廃棄物の再生利用率	18.8%	30%以上
一般廃棄物の最終処分量	561 千トン	400 千トン(約 29%削減)以下

イ ごみ処理の広域化計画

平成 9 年 12 月に北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、遠紋ブロックごみ処理広域化基本計画が平成 12 年 2 月に策定されています。

遠紋ブロックは東紋と西紋の 2 グループに分けて可燃ごみ処理の集約施設を設け、平成 23 年度以降遠紋ブロックで集約見直しが可能かも検討することとしています。

また、最終処分場については、可燃ごみ処理施設等の新設検討時期に、役割分担としての広域最終処分場の可能性についても併せて検討を行うこととしています。

(7) ごみ処理の問題・課題の抽出

① ごみ排出量の削減に向けた取組の推進

表 3-18 にごみ排出量の比較を示します。本町の過去 5 年間におけるごみ総排出量の推移をみると、年ごとに増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

人口については減少が続いており、5 年間の減少率は約 5%で、人口減少に伴いごみ排出量の減少も考えられます。

しかし、過去 5 年間の本町の人口 1 人 1 日当りごみ排出量を全国平均と比較した場合、全ての年で本町が上回っており、北海道平均との比較でも平成 19 年以降は本町が上回っています。

依然としてごみ排出量が多い現状にあり、目標値の達成にむけた更なる削減の取組が必要です。これまでの排出抑制に向けた取組の継続をはじめ、さらに、新たな排出削減の取組を推進していく必要があります。

表3-18 ごみ排出量の比較

1人1日当りごみ排出量の比較					(単位：g/人・日)
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全 国	1,115	1,089	1,033	994	-
北海道	1,193	1,134	1,072	1,037	-
佐呂間町	1,150	1,194	1,138	1,142	1,236
ごみ総排出量					(単位：t/年)
佐呂間町	2,652	2,707	2,564	2,517	2,695

② リサイクル率向上のための取組の推進

リサイクル率は、過去 5 年間を通じて 13%前後で推移しており、表 3-19 に示すように北海道、全国と比べてまだまだ低い水準にあります。

北海道、全国のリサイクル率は毎年徐々に上がってきていますが、横ばい傾向の本町と比較すると格差が拡大しています。そのため、不燃ごみに混入する資源物の分別徹底などリサイクル率の一層の向上を図るための取組が必要です。

表3-19 再生利用（リサイクル）率の比較

					(単位：%)
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全 国	19.6	20.3	20.3	20.5	-
北海道	18.2	18.8	19.4	21.1	-
佐呂間町	13.7	13.3	13.8	13.4	12.0

③ 収集・運搬体制の維持及び効率化

本町は広い行政区域内に集落が点在するとともに、燃やすごみについては遠軽町の焼却施設へ運搬していることもあり、収集運搬にかかる時間・経費等負担が増える要因となっています。

今後は、収集・運搬を的確に行う体制を確保しつつ、行政サービスの均衡の観点や、人口減少など各地域内の環境変化に対応した、より効率的な運営のありかたも検討していく必要があります。

④ 中間処理施設及び最終処分場の適正管理と計画的な整備

中間処理施設である、遠軽町清掃センター（平成 14 年共同利用開始）については、遠軽地区唯一のごみ焼却施設として稼働後 19 年に入りました。平成 14 年から近隣町村の共同利用施設となり処理量が増大しており、修繕費や、修繕に伴う運転休止も増加し、さらには、主要設備の老朽化が進んでいる等から、施設設備の更新を検討する時期に来ていると考えられます。

また、遠軽地区広域組合リサイクルセンター（平成 11 年稼働）についても、適正な維持管理を行うとともに長期的、計画的な施設の維持整備を図る必要があります。

最終処分場については、計画埋立期間は 15 年間で平成 9 年までの計画となっていますが、焼却処理等施設延命化の取組みにより計画年数を超えた現時点も利用しています。

しかし、本計画期間内に残余容量が無くなる可能性があることから、更なるごみの排出量の抑制や施設整備による延命化を図るとともに、新たな最終処分場の整備についての検討が必要です。なお、施設整備が必要と判断される場合には、構想・計画から設計・建設に至るまで長期間を要するため、計画的に進めていく必要があります。

2 基本方針及び減量化目標の設定

(1) 基本方針

よりよい環境、住みやすい佐呂間町を次の世代に引き継ぐ責務を果たすためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態を改め、天然資源の使用を抑制し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会に転換する必要があります。

この循環型社会を実現するには、“できる限りごみにしない（Reduce：リデュース）、使えるものは何度でも使う（Reuse：リユース）、発生したごみは、資源として再生し循環利用を図り（リサイクル）、どうしても利用できないものは環境への負荷を最小限に抑えた安全な方法で、適正に処分していくことが必要です。

本町において、ごみ処理を進めて行く上で、この3Rの考え方を基本とした循環型社会の実現を目標に取り組むこととします。

○発生抑制

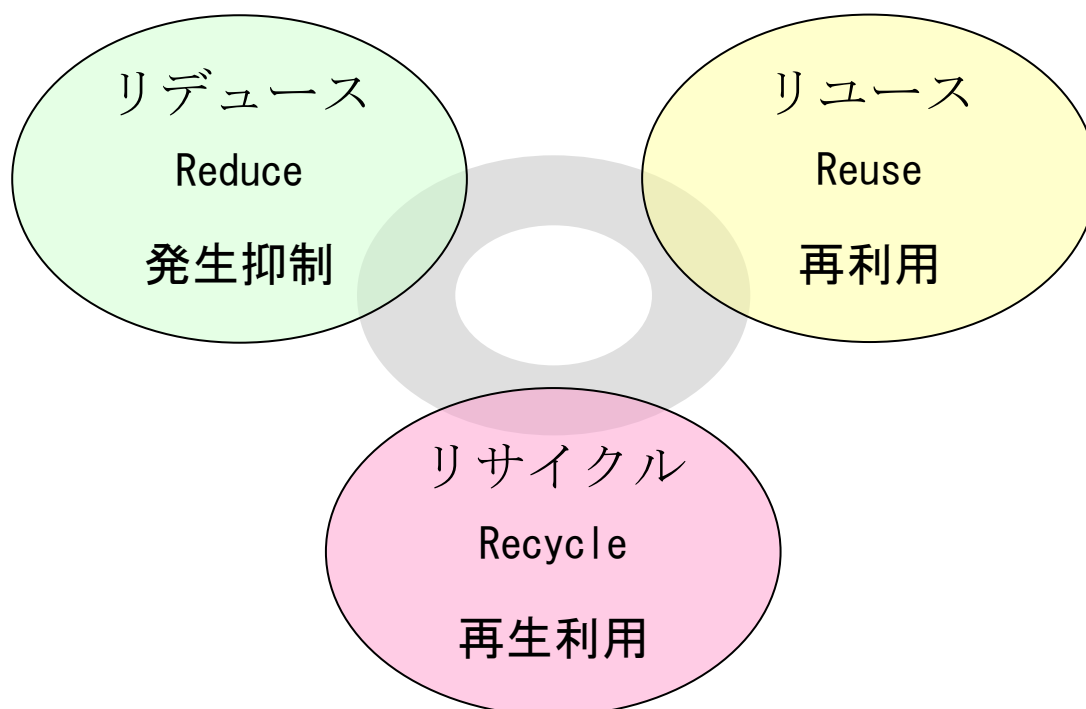
住民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行い、自らが取り組むよう強く働きかけていきます。

○排出抑制・再資源化

「捨てればごみ、分ければ資源」の考え方で、発生したごみは可能な限り減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し再資源化を図ります。

○環境に負荷の少ない循環型処理

ごみとして排出された場合は、循環利用型処理を行うとともに、ダイオキシン類対策をはじめ環境に負荷の少ない処理を推進します。



(2) ごみ量の見通し

① 行政区域内人口の推計

本町の過去10年間の人口推移は、第2章地域の概況 2 社会特性(1)人口、世帯数の項で表2-2に示したとおり、毎年総人口の1~2%台前半に相当する減少が続き、平成23年度では5,876人となっています。

本計画における人口推計は、計画目標年次である平成33年度までの将来人口を把握する必要があります。

佐呂間町総合計画では、計画期間を平成23年度から32年度の10年間とし人口推計を行っていますが本計画期間をカバーできていないことから、総合計画と同じコーホート要因法により改めて将来人口推計を行います。

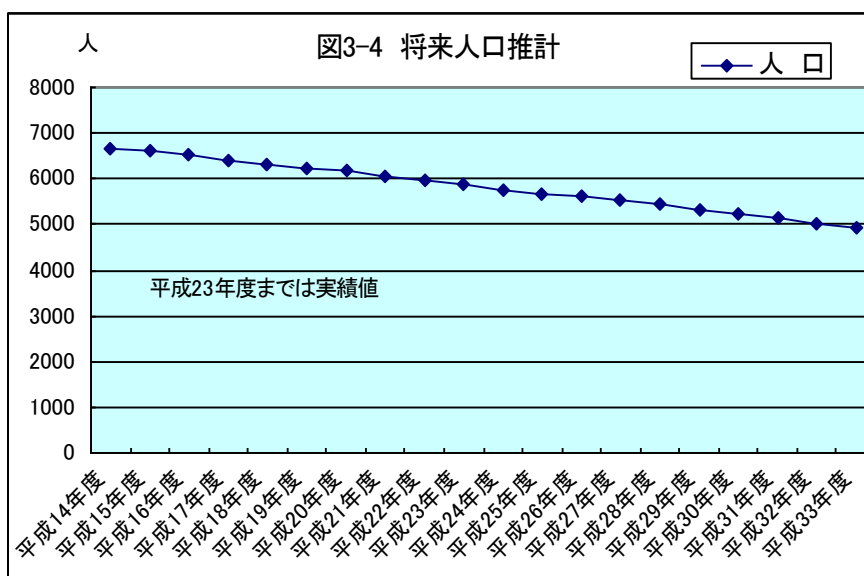
表3-20 行政区域内将来人口推計

(単位:人)

年度	人口	増減
平成14年度	6,673	
平成15年度	6,595	-78
平成16年度	6,523	-72
平成17年度	6,392	-131
平成18年度	6,316	-76
平成19年度	6,214	-102
平成20年度	6,172	-42
平成21年度	6,040	-132
平成22年度	5,973	-67
平成23年度	5,876	-97
平成24年度	5,748	-128
平成25年度	5,670	-78
平成26年度	5,616	-54
平成27年度	5,527	-89
平成28年度	5,435	-92
平成29年度	5,334	-101
平成30年度	5,232	-102
平成31年度	5,135	-97
平成32年度	5,037	-98
平成33年度	4,940	-97

注1:平成23年度までは実績値

注2:増減は前年度との差を示す



コーホート要因法とは:人口推計の方法で、各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)の人口を、地域の人口の将来自然増減要因(出生、死亡)と将来社会増減要因(転入、転出)とに分けて推計する方法。

② ごみ排出量の推計

ごみ排出量の数値目標を設定するため、まず現状のまま推移した場合のごみ排出量を推計します。

ごみ排出量は、分別区分毎に1人1日当たり排出量（原単位）を設定し、行政区域内将来人口推計値に乗じて算出します。

ごみ排出量の推計方法

$$\text{ごみ排出量 [t/年]} = (\text{原単位 [g/人・日]} \times \text{行政区域内人口 [人]} \times 365 \text{日}) / 10^6$$

過去5年間の1人1日当たりごみ排出量の実績は表3-21に示しますが、表によると、ごみ総排出量では、平成22年度は一時的に増加していますが、ほぼ横ばいで推移しています。

表3-21 分別区分ごとの1人1日当たりごみ排出量(原単位)の実績
(単位：g/人・日)

分別区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ	345	348	325	326	305
不燃ごみ	649	692	658	664	784
資源物	156	154	155	152	147
総排出量	1,150	1,194	1,138	1,142	1,236

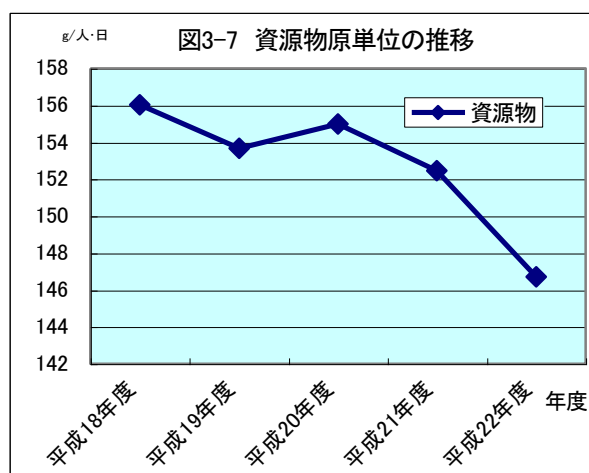
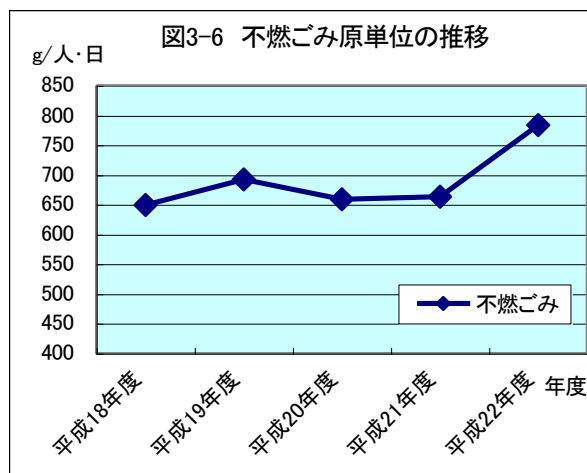
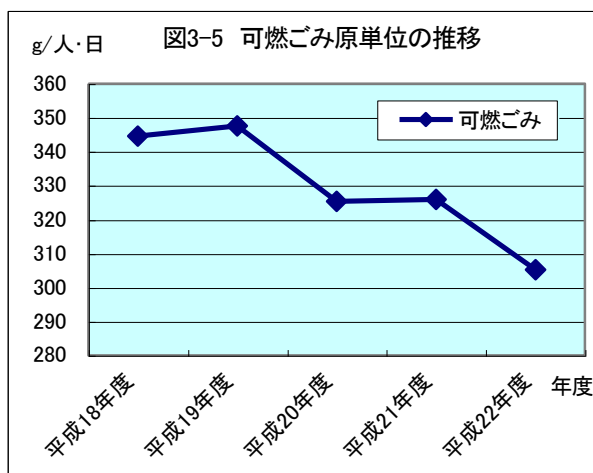


図 3-5 から図 3-7 を見ると、可燃ごみと資源物については、過去 5 年間で緩やかに減少しているといえます。不燃ごみについては平成 22 年度が一時的に増加していますが、ほぼ横ばいで推移しています。

この 5 年間を通して、大きな人口移動や事業所の変動について発生していません。

したがって、特別なごみ発生の原因による異常値を含む年度はないことを踏まえると、5 年間の最新値である平成 22 年度の値を各分別区分の原単位とし、現状で推移した場合のごみ排出量の算定を行います。

表3-22 ごみ排出量の推計（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	合計
平成18年度	795	1,497	360	2,651
平成19年度	788	1,569	349	2,706
平成20年度	733	1,481	349	2,563
平成21年度	719	1,463	334	2,515
平成22年度	666	1,709	320	2,694
平成23年度	655	1,681	315	2,651
平成24年度	640	1,645	308	2,593
平成25年度	632	1,622	304	2,558
平成26年度	626	1,607	301	2,533
平成27年度	616	1,581	296	2,493
平成28年度	606	1,555	291	2,452
平成29年度	594	1,526	286	2,406
平成30年度	583	1,497	280	2,360
平成31年度	572	1,469	275	2,316
平成32年度	561	1,441	270	2,272
平成33年度	550	1,413	265	2,228

注：平成22年度までは実績値

(3) 減量化目標の設定

表 3-22 ごみ排出量の推計（現状のままで推移した場合）の予測では、計画期間中の将来人口が減少していくため、ごみ排出量の推計も全体的に減少することが予想されます。

しかし、循環型社会形成に向けた改善策として、より一層のごみの排出抑制や再生利用の促進を行う必要があることから、国や北海道が定める減量化目標等を考慮し、本町が取り組む減量化目標を次により設定します。

① ごみ排出量の数値目標

表 3-18 で示したとおり、本町の 1 人 1 日当りごみ排出量は、北海道と比較しても本町の排出量が毎年上回る状況にあります。

北海道は、平成 22 年 4 月に策定した北海道廃棄物処理計画において、排出抑制に関する目標を表 3-17 のように定めています。これは平成 26 年度を目標年度として 1 人 1 日当りごみ排出量を 1,000g/人・日とするものです。

佐呂間町としては、北海道が定める排出抑制に関する目標排出量に準拠することとしますが、目標年度を本計画期間中とし平成 33 年度までの達成を目指します。

最新の本町の 1 人 1 日当りごみ排出量の現状値 1,236g との差分 236g を、本計画期間中の平成 33 年度までに削減するため毎年 24g を減ずることとします。

表3-23 本町のごみ排出抑制に関する目標値

(単位：g/人・日)

	現 状	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
1人1日当りごみ排出量の目標値	1,236	1,212	1,189	1,165	1,142	1,118	1,094	1,071	1,047	1,024	1,000

注：1人1日当りごみ排出量とは集団回収量を含む総排出量をいう。

現状とは平成22年度の数値を指す

② ごみ排出量の目標値による推計

本町の1人1日当りごみ排出量の抑制に関する数値目標及び、家庭ごみ排出抑制に関する数値目標の各原単位に、計画期間における将来人口を乗じてごみ排出量の推計を行った結果を表3-24に示します。

表3-24 ごみ排出量原単位と排出量の目標値

区分 年度	人口 (人)	排出量	
		原単位 (g/人・日)	排出量の目標値 (t/年)
平成18年度	6,316	1,150	2,651
平成19年度	6,214	1,194	2,706
平成20年度	6,172	1,138	2,563
平成21年度	6,040	1,142	2,515
平成22年度	5,973	1,236	2,694
平成23年度	5,876	1,236	2,651
平成24年度	5,748	1,212	2,550
平成25年度	5,670	1,189	2,461
平成26年度	5,616	1,165	2,388
平成27年度	5,527	1,142	2,304
平成28年度	5,435	1,118	2,224
平成29年度	5,334	1,094	2,130
平成30年度	5,232	1,071	2,045
平成31年度	5,135	1,047	1,962
平成32年度	5,037	1,024	1,888
平成33年度	4,940	1,000	1,803

注：平成22年度までは実績値

3 ごみの排出抑制のための方策

「循環型地域社会」の形成を目指すため、行政、住民及び事業者が相互に連携を図りながら、それぞれの責務と果たすべき役割を担い3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）及び適正処理の取組を積極的に進めていくことが重要です。

（1）行政の役割

本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、住民・事業者の自主的な参加と活動を促進するとともに、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集、リサイクル、廃棄物処理施設の整備・運営管理など、地域における環境負荷の低減を図る取組みに努めます。

また、排出事業者としての立場から、公共事業をはじめ各種活動にともなう廃棄物の排出抑制や、再使用及び再生利用を行いごみの減量化、再資源化の推進を図ります。

- ① 広報誌、ホームページによる各種広報・啓発活動
- ② 児童・生徒の課外学習や社会教育事業などを通じた環境教育活動
- ③ ごみ分別や排出方法の手引き、パンフレット等による情報提供
- ④ 環境衛生強化期間における全町一斉清掃活動の推進
- ⑤ 円滑な収集体制維持のため、ごみステーション設置補助制度を継続
- ⑥ 監視パトロールを実施し、不法投棄防止やごみステーションの適正利用を推進
- ⑦ ごみ処理手数料の適正負担について検討、必要な場合は見直し
- ⑧ 自ら排出事業者として環境配慮物品等の調達
- ⑨ 公共工事における建設資材の再資源化及び再生利用の促進

（2）住民の役割

ごみの排出抑制を進めるためには、住民自らがより一層ごみの発生・排出抑制に努めることが重要になっています。

普段の生活から出るごみが環境に影響を与えているということを実感するとともに、ごみの排出抑制を図り、資源は有限であるという認識をもって、できるだけ地域のなかで循環させるように努めることが必要であり、町が行う排出抑制などに関する施策や取り組みに積極的に参加、協力することが求められます。

- ① ごみの発生・排出抑制
 - ・食材は使い切り、食べ残しをしない等ごみの発生を最小限にする。
 - ・生ごみは、コンポスト容器や電動処理機で処理し肥料として有効利用する。
 - ・マイカップ、マイボトル、マイはしの使用（持参）を心がける。
 - ・耐久性に優れた製品を選択し、ものを大切に長く使用を心がける。
 - ・買い替えよりも修理して使用する。
 - ・不要な買いだめを抑制し、日頃からごみの排出に関心をもつ。
 - ・「マイバッグ」の持参
- ② 再使用・再生利用
 - ・不用品交換、フリーマーケットやリサイクルショップの活用。
 - ・商品購入や買換の際、下取り（引取）サービスを利用する。
 - ・小売店舗等の使用済み品の店頭回収（トレイ、プリンターインク等）を利用する。

- ・リターナブル容器の活用や、繰り返し使用できる商品（詰め替えなど）を選択する。
- ・再生資源を使ったリサイクル製品（ティッシュ、トイレットペーパー等）を選択する。

③ 適正処理

- ・家庭からの分別を徹底し、資源物として積極的に再利用・再生利用を図る。
- ・ごみステーションへのごみ出しルールを守り、適正な使用を行う。
- ・お祭りやイベントでごみ分別ルールを守り、主催者の指示に従って廃棄する。
- ・不法投棄、ルール違反の廃棄をしない。

（3）事業者の役割

事業者は、ごみの排出者としてその処理に責任があることを自覚し、発生する廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用に自ら努めるほか、環境に配慮して、使い捨て製品、過剰包装の自粛、拡大生産者責任をふまえた長寿命化製品の開発、販売、使用済み製品の引き取りなどを推進するとともに、職場意識の改善に努め、循環型社会の形成に貢献するような独自の取り組みが求められます。

また、町が行う排出抑制や再使用、再生利用に関する施策や取り組みへの積極的な参加、協力が求められます。

① ごみの発生・排出抑制

- ・梱包材、包装資材の削減や簡易包装の推薦
- ・再使用・再生利用がしやすい製品や耐久性に優れた製品の販売・製造
- ・「売れ残り」「食べ残し」など食品廃棄を減らす工夫
- ・使い捨て容器の使用抑制
- ・修理などアフターサービスの提供
- ・レジ袋有料化などレジ袋配布の削減
- ・多量のごみ排出事業所は、減量化・再資源化計画の作成と実行

② 再使用・再生利用

- ・再生資源活用製品の開発、供給取扱いの拡大
- ・店頭回収ボックス等の設置による使用済み製品の回収
- ・リターナブル容器の活用、詰め替え方式などを選択
- ・梱包材、包装資材の再生事業者への直接引渡し
- ・事務用品等の環境配慮型製品・グリーン購入の選択

③ 適正処理

- ・減量化、再使用・再生利用後になお残った廃棄物は自らの責任により適正な処理
- ・事業所内における分別ルールの徹底
- ・不法投棄、ルール違反の廃棄をしない。

4 分別収集計画

(1) ごみの分別区分

① 中間処理施設の更新計画に伴う分別区分変更

現在の本町の分別収集区分は、環境省が定めた「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月)による一般廃棄物の標準的な分別収集区分の類型Ⅱにほぼ近い形態になっています。

類型Ⅱと異なる点は、本町の「燃やすごみ」に廃プラスチック類(資源にならないプラスチック製品)を含んでいません。これは、現有の遠軽町清掃センター(焼却施設)の処理能力では廃プラスチック類の焼却が困難なためですが、今後、中間(焼却)処理施設の更新を想定した場合、近年では焼却炉の性能が向上し廃プラスチック類の焼却が可能となっていることから、最終処分量の減量化が期待されます。

したがって、今後想定される中間処理施設更新計画の進行と連動し、分別区分変更に関する住民周知及び収集運搬体制の整備などの準備を進める必要があります。

分別区分の変更が想定されるごみ	廃プラスチック類(資源にならないプラスチック製品)
現在の分別収集区分	燃やさないごみ
変更後の分別収集区分	燃やすごみ
想定される変更時期	新中間(焼却)処理施設の供用開始時期

② 分別区分変更の本計画への反映

ごみ分別区分変更により、区分間のごみ量に移動が生じます。このため本計画においては、平成29年4月から新施設が稼働すると想定し、それ以降、不燃ごみから可燃ごみに移動するごみ量を推定することとします。

推定にあたっては、不燃ごみに含まれている廃プラスチック類及び可燃ごみについて、年度別に下記のとおり移動割合を想定し、計画ごみ量に反映するものとします。

また、不燃ごみに混入している資源物(その他プラスチック等)についても、併せて資源回収のための分別排出の徹底を進めることとし、資源物への移動ごみ量についても目標割合を計画に反映することとします。

分別区分変更等の内容	移動内容	平成29年度 割合	平成30年度 以降割合
廃プラスチック類を不燃から可燃へ 分別区分変更	不燃→可燃	10%	20%
不燃ごみに混入している可燃ごみの 分別徹底	不燃→可燃	5%	10%
不燃ごみに混入している資源物の分 別徹底	不燃→資源物	3%	5%

注：表中割合(%)とは不燃ごみに占める重量比を示す。

参考 一般廃棄物の標準的な分別収集区分（抄）

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑤燃やさないごみ		
⑥その他専用の処理のために分別するごみ			
⑦粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
⑤燃やさないごみ			
⑥その他専用の処理のために分別するごみ			
⑦粗大ごみ			

注：出典は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月環境省）類型Ⅰ・Ⅱ・ⅢのうちⅡ・Ⅲのみを掲載した。

(2) 容器包装廃棄物等

本町では、容器包装リサイクル法に伴うもの及び町独自に取り組む資源物として 10 種類の細分別を行い収集し、再資源化に努めています。

容器包装リサイクル法に伴うものについては、中間処理施設である遠軽地区広域組合リサイクルセンターが行う、選別・圧縮・減容処理の内容に応じた分別区分としています。

今後、新たな再生利用ルートの変更等があれば、分別区分を見直しする必要性を検討しなければなりません、当面は現在の分別区分の維持を基本とします。

したがって、再資源化率を引き上げるためには、排出段階での資源物分別の一層の徹底が不可欠であり、家庭・事業所と一体となって分別徹底の取り組みを進める必要があります。

表3-25 容器包装廃棄物等の分別収集計画

資源物	収集方法	保管・選別等	リサイクル先
容器包装廃棄物			
空き缶	町（委託事業者）による計画収集	遠軽地区広域組合リサイクルセンター	資源化事業者
ペットボトル			日本容器包装リサイクル協会
空き瓶			
その他プラスチック			
発泡スチロール			資源化事業者
紙パック			
その他資源物			
ダンボール類	町（委託事業者）による計画収集	リサイクル保管施設	資源化事業者
新聞・チラシ			
雑誌・本類			
小型家電	拠点回収		



5 ごみの適正処理計画

(1) 収集運搬計画

① 収集・運搬体制

排出されたごみを迅速・的確に収集・運搬し、生活環境を衛生的に保全するため、収集・運搬体制は基本的に現行を維持していくものとします。

今後の各収集区域内のごみ量の推移を把握し、適切かつ効率的な収集体制を確保していきます。

また、分別区分の変更の際には、分別区分毎のごみ量の変化が予想されるため、収集体制についても見直しが必要か検討します。

ごみ排出量の数値目標に基づく収集・運搬量の見通しは、表 3-26 の通りです。

表3-26 収集・運搬量の見通し

項目	年度	単位	平成22年度	平成24年度	平成28年度	平成33年度
計画収集ごみ			1,211	1,145	999	810
可燃ごみ		t/年	594	561	489	447
不燃ごみ			298	282	246	140
資源物			320	302	264	222
直接搬入ごみ			1,483	1,401	1,222	991
排出量(=収集+直搬)			2,694	2,546	2,221	1,801

注：特殊ごみ、資源物拠点回収分は除いている

②収集運搬業の許可

事業活動等により生じた一般廃棄物や、多量な発生により町で収集・運搬ができないもの、及びし尿浄化槽汚泥などについて、引き続き廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可業者により行うものとします。

(2) 中間処理計画

排出されたごみは、中間処理施設において極力資源化、減量化、減容化することにより最終処分場への負担を軽減するものとします。

可燃性の事業系一般廃棄物も含めた燃やすごみ（可燃ごみ）は、遠軽町清掃センターにおいて焼却処理し減量化を行い、焼却残渣を最終処分場に埋立することとしますが、遠軽地区の広域可燃ごみ処理を行ってきた同センターは、施設の主要機器の劣化が進んでいるため、早急に施設設備の更新を図ります。

中間処理施設整備にあたっては、遠紋ブロックごみ処理広域化基本計画(平成12年2月策定)で遠軽地区広域組合の管理・運営を想定していることから、構成町として一部事務組合の事業主体化に向けた準備を進めます。

また、財政負担軽減のため、国の補助金、交付金事業を活用することを前提とした資金計画及び事業計画を早急に検討していきます。

施設設備の更新にあたって想定される今後の中間処理の内容としては、最低限、廃プラスチック類を燃やすごみに分別区分変更し、より一層の減量化を図ることができるものとし、熱回

収を含む施設として検討を進めます。

表3-27 中間処理量の見通し

項目	年度		平成22年度	平成24年度	平成28年度	平成33年度
	単位					
再資源化量	t/年		325	310	271	229
焼却処理量			666	629	549	778
焼却残渣			60	57	49	70

(3) 再生利用計画

分別収集及び中間処理段階で回収された資源物については、資源として再生利用を推進します。

① 遠軽地区広域組合リサイクルセンター

容器包装廃棄物については、遠軽地区広域組合リサイクルセンターで選別・圧縮・減容処理のうえ、再生事業者へ引渡しし再資源化を行うこととし、遠軽地区広域組合が行う施設運営に協力していきます。

② その他

紙類（新聞・雑誌類、段ボール、紙パック）については再生事業者へ引渡すとともに、特殊ごみ（乾電池、蛍光灯など）や平成23年度より試行的に開始した小型家電類については、引き続き拠点回収を実施しごみの減量化、再資源化を図ります。

再利用及び再資源化を進めるため、現在実施していない「その他紙製容器包装類」や「生ごみ」の堆肥化等の処理方法などについて検討を進めていくこととします。

ごみ排出量の目標値による再生利用量の見通しは、表3-28に示すとおりです。

表3-28 再生利用量の見通し

項目	年度			
	平成22年度	平成24年度	平成28年度	平成33年度
資源物分別収集	319,819	302,260	263,605	222,162
中間処理後資源化分	4,000	4,000	4,000	4,000
拠点回収後資源化分	830	3,366	3,183	2,885
再生利用量計（総資源化量）	324,649	309,626	270,788	229,047

注：中間処理後資源化は鉄等金属類

(4) 最終処分計画

① 最終処分の方法

燃やさないごみ（不燃ごみ）、粗大ごみ、焼却残渣及び焼却灰など、循環的利用が困難なものは最終処分場に埋立処理します。粗大ごみから選別した木質系可燃物の焼却処理や、金属類を資源化事業者へ引渡し循環的利用を行うなど、ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理による減量化・減容化を行い、最終処分量の削減を図ります。

最終処分場については、残余容量の把握に努めるほか、覆土等を行い生活環境の保全に十分注意を払うとともに、流出する水については、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）による排水基準に適合するよう処理を行います。

ごみの減量化及び施設の延命化のため、埋め立てるゴミの破碎等、中間処理についても検討を進めることとします。

② 最終処分場の確保

佐呂間町一般廃棄物最終処分場を引続き利用していきます。

遠軽町清掃センターに替わる中間処理施設の処理対象に、容器包装以外の廃プラスチック類を含めることで最終処分量の減量化が見込めますが、新たな中間処理施設稼働まで期間を要することから、対策後の残余期間の延長も限定的になると想定されます。

また、最終処分場については、供用開始（昭和 57 年）からすでに 30 年が経過した現在も埋立て処理を行っていますが、残余容量も残り少なくなっていることから、残余容量を把握し、早急に延命化対策及び新たな最終処分場の整備の検討を進めることとします。

整備の検討にあたっては、遠紋ブロックごみ処理広域化基本計画を踏まえ、関係町と十分協議を行います。

最終処分量の見通しを表 3-29 に示します。

表3-29 最終処分量の見通し

単位：t/年

	平成22年度	平成24年度	平成28年度	平成33年度
焼却残渣	60	57	49	70
不燃埋立	1,705	1,611	1,405	796
計	1,765	1,668	1,454	866

(6) 適正処理困難物

再商品化が義務付けられているものや処分の過程で引火や感染、有害物質の発生等の危険を伴うもの、本町がもつ処理技術や設備では適正に処理を行うことができないものは、排出者が自ら販売店、処理業者等に引き渡すこととします。

また、各製造業者等が自主的に再商品化を実施している一般廃棄物は、排出者自ら製造業者等に引き渡すなどして再商品化に協力するよう努めることとします。

①法令により再商品化等が義務づけられている一般廃棄物

- ・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン、パソコン、使用済自動車等

②町が処理困難な一般廃棄物

- ・プロパンガスボンベ、消火器、バッテリー、タイヤ、農薬、廃油、塗料、在宅医療廃棄物（注射器、注射針等、感染性のおそれのあるもの）等
- ・町が指定した、重機による転圧や破砕等減容化が不可など埋め立て処理が困難なもの

③製造業者等による自主的な再商品化が行われている一般廃棄物

- ・廃二輪自動車、廃FRP船等

(7) 災害廃棄物

佐呂間町地域防災計画（平成23年1月）に基づき、地域住民や近隣市町村、北海道の協力、応援を得ながら、災害廃棄物の収集運搬、処理を実施します。また、北海道から北海道地域防災計画に基づいて行う指導があった場合は、適切な対応に努めます。

- ・収集運搬業者及び処理業者との協力体制の構築
- ・近隣市町村との相互応援に関する協力体制の整備
- ・施設の早急な復旧や被害を最小限に食い止めるため、計画的な施設の管理補修

(8) 不法投棄防止対策

近年、町内で確認されている不法投棄は年間数件となっていますが、今後、平成23年の完全地上デジタル化により、アナログテレビの不法投棄が懸念されます。不法投棄は、投棄される場所が固定化されていたり、投棄したごみをそのままにしておくと、さらに投棄が続けられるなどの特徴があります。

これらを防止するため、さらなるパトロール体制を強化するとともに、山林や空き地等の所有者、管理者にも働きかけ、警察や北海道とも連携し、より一層不法投棄の防止を推進していきます。